

## 検討のためのたたき台

（第1－3 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること）

### 第1-3 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること

#### 1 一定の年齢未満の者や障害を有する者が被害者の場合

##### A-1案

- (1) 18歳未満の者に対し、一定の地位・関係性を有する者〔例えば教師、スポーツの指導者、祖父母、おじ・おば、兄弟姉妹等〕であることによる影響力があることに乗じて、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。
- (2) 心身の障害を有する者に対し、一定の地位・関係性を有する者〔例えば障害者施設職員等〕であることによる影響力があることに乗じて、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

##### A-2案

- (1) 18歳未満の者に対し、一定の地位・関係性を有する者が、これを利用して重大な不利益の憂慮をさせることにより、拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をしたときは、5年以上の有期懲役に処するものとする。
- (2) 心身の障害を有する者に対し、一定の地位・関係性を有する者が、障害により拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をしたときは、5年以上の有期懲役に処するものとする。

##### B案

一定の地位・関係性を有する者〔例えば学校の教師、スポーツの指導者、障害者施設の職員等〕が、教育・保護等をしている者に対し、地位・関係性を利用して性交等をしたときは、●●●に処するものとする。

#### 〔検討課題〕

##### 【共通】

- 罰則としての明確性
  - ・ 処罰範囲の外延が明確か。
  - ・ 安定的な運用に資するか。

- 処罰範囲の合理性
  - ・ 処罰されるべき行為が適切に捕捉され、かつ、処罰されるべきでない行為が適切に除外されているか。
  - ・ 第1-1（暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件の改正）及び第1-2（対象年齢の引上げ）の各案との関係についてどのように考えるか。
  - ・ 第1-2において対象年齢の引上げを行わない場合、13歳以上16歳未満の者に対して性交等をした者を処罰対象として捕捉できるか。

#### 【A-1案及びB案】

- 処罰範囲の合理性
  - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合には、その理論的根拠についてどのように考えるか。
- 地位・関係性の定め方
  - ・ どのような地位・関係性を対象とするか、その理論的根拠（監護者性交等罪との関係を含む。）についてどのように考えるか。
- 法定刑の在り方
  - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合、現行の法定刑を維持するか、その理由についてどのように考えるか。

#### 【A-2案】

- 要件の在り方
  - ・ 主体を一定の地位・関係性を有する者に限ることとするか。

## 2 前記1以外の者が被害者の場合

### A案

一定の地位・関係性を有する者が、これを利用して重大な不利益の憂慮をさせることにより、拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をしたときは、5年以上の有期懲役に処するものとする。

### B案

一定の地位・関係性を有する者〔例えば職場の上司等〕が、特定の相手方〔例えば部下等〕に対し、地位・関係性を利用して性交等をしたときは、●●●に処するものとする。

## 〔検討課題〕

### 【共通】

- 罰則としての明確性
  - ・ 処罰範囲の外延が明確か。
  - ・ 安定的な運用に資するか。
- 処罰範囲の合理性
  - ・ 処罰されるべき行為が適切に捕捉され、かつ、処罰されるべきでない行為が適切に除外されているか。
  - ・ 第1－1の各案との関係についてどのように考えるか。

### 【B案】

- 処罰範囲の合理性
  - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合には、その理論的根拠についてどのように考えるか。
- 地位・関係性の定め方
  - ・ どのような地位・関係性を対象とするか、その理論的根拠（強制性交等罪との関係を含む。）についてどのように考えるか。
- 法定刑の在り方
  - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合、現行の法定刑を維持するか、その理由についてどのように考えるか。